平成２７年（フ）第２９号
新潟県魚沼市堀之内2801番地　宮原住宅304号、前住所新潟県魚沼市青島75番地１　むつみ荘７号
債務者　水落　正治
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
岡山県倉敷市中庄41番地３　ニューシティー中庄101
債務者　妹尾　吉記
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
岡山県倉敷市西阿知町989番地　市営西阿知団地Ａ－307
債務者　長船　良子
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
岡山県倉敷市有城21番地７
債務者　堀野　蓮美
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第４５９号
大阪市淀川区宮原１丁目８番16－304号
債務者　新地　京子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６５６号
大阪府寝屋川市長栄寺町22番19号
債務者　青島　廣明
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８６１号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目８番２号501号、前住所大阪府大阪狭山市金剛１丁目９番８号　２－Ｂ号
債務者　熊谷　卓也
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８７４号
大阪市此花区春日出中２丁目17番７－503号
債務者　大家　繭子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８８５号
大阪市浪速区戎本町２丁目４番３－202号
債務者　坂本　正志
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９８号
岡山市中区海吉2131番地１市営住宅Ｃ301－４
債務者　角南ミチル
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０２号
岡山市南区福成２丁目21－36嘉栄101号、住民票上の住所岡山市南区芳泉１丁目３番１号市営住宅１番館の２号
債務者　絹田紀美子（旧姓小見山）
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７７号
横浜市泉区上飯田町2619番地　県営いちょう団地29棟207号
債務者　佐藤　宏幸
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１１号
神奈川県大和市上草柳464番地25　グループホームひだまり
債務者　粕谷　芳一
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２４号
横浜市港南区野庭町658番地　野庭住宅５棟402号
債務者　西堀　祐子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２９号
神奈川県藤沢市天神町３丁目22番地の６　エクセル湘南103
債務者　山下　　満（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部